

浜田処理区下水道整備事業

本工事における公民連携手法及び参加要件(案)

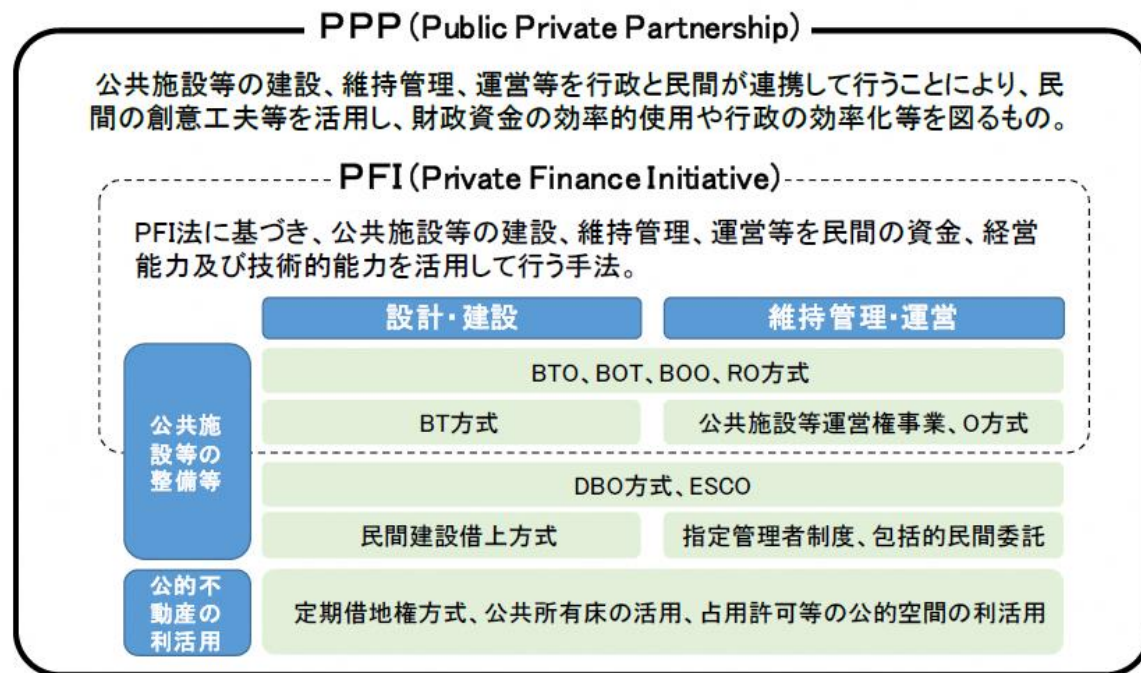
説明内容

- 1 公民連携手法の概要
- 2 本工事における発注方式(案)
- 3 市が求める参加要件(案)

1. 公民連携手法の概要

(1) PPP (Public Private Partnership) の概念

- 公共サービスの提供に何らかの形で民間が参画する手法を幅広く捉えた概念
- 「官(公)民連携」とも呼ばれ、民間資本や民間のノウハウを活用し、行政がこれまで担ってきた公共サービスを官と民とが協力しながら、より効率的で質の高いサービスの提供を目指すもの



凡例 PPP/PFIの事業手法

1. 公民連携手法の概要

(2) 下水道事業において対象とするPPP/PFI手法

下水道版優先的検討規程案

三 対象とするPPP/PFI手法

本規程（案）の対象とするPPP/PFI手法は次に掲げるものとする。

イ 民間事業者が下水道施設の維持、修繕等を担う手法	● 公共施設等運営権方式※1 ● 指定管理者制度 ● 包括的民間委託（レベル 1～レベル 3、管路包括等）※2
ロ 民間事業者が下水道施設の設置、改築及び維持、修繕等を担う手法	● 公共施設等運営権方式※3 ● BTO 方式（建設 Build-移転 Transfer-運営等 Operate） ● BOT 方式（建設 Build-運営等 Operate-移転 Transfer） ● BOO 方式（建設 Build-所有 Own-運営等 Operate） ● DBO 方式（設計 Design-建設 Build-運営等 Operate） ● RO 方式（改修 Rehabilitate-運営等 Operate） ● 民設民営方式 ● ESCO
ハ 民間事業者が下水道施設等の設置又は改築を担う手法	● BT 方式（建設 Build-移転 Transfer）（民間建設買取方式） ● DB 方式（設計 Design-建設 Build） ● 民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。） ● 公的不動産の利活用※4

※1 公共施設等運営権方式については、BTO 方式等と組み合わせて活用すること考えられる

※2 「性能発注の考え方に基づく民間委託のためのガイドライン」より

※3 既存施設の改築（全面的に除却し再整備するものを除く。）については、公共施設等運営権方式も対象になる。

※4 公的不動産の利活用（定期借地権方式、公共所有床の活用、占用許可等の公的空間の利活用等）

2. 本工事における発注方式(案)

■ 浜田市下水道事業における課題と市が考える解決策

ヒト	・職員数の不足、技術継承の不足 → 施工管理、維持管理・修繕等に係る民間人材の活用
モノ	・普及率の低下 → 民間企業のノウハウを活用した浜田処理区事業の早急な整備
カネ	・下水道料金収入の低下、厳しい財政状況 → 民間企業の創意工夫によるコスト縮減を図った整備

■ 本工事に係る要件及び発注方式（案）

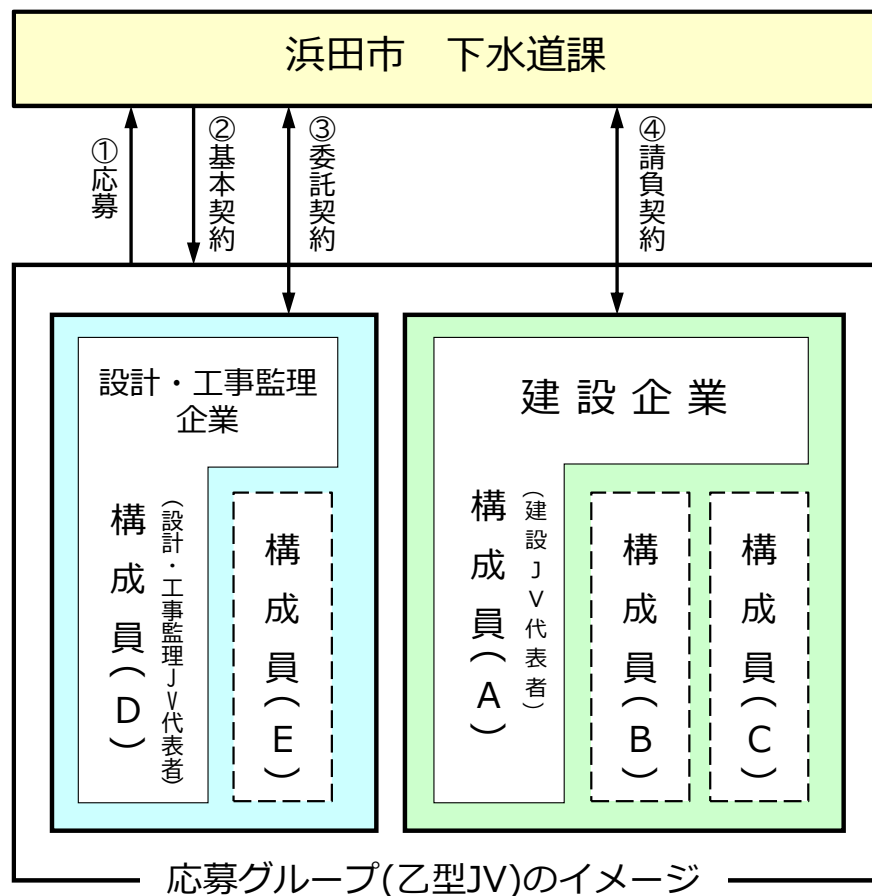
- ・ 膜分離活性汚泥法には複数の膜の種類等があり、仕様発注で仕様を決めるよりは、民間企業からの提案によるノウハウを活用するのが望ましい
- ・ 施設の維持管理運営は、遠方監視＋現場点検で対応する方針であり、設計・建設に係る部分のみが対象範囲となる

 **DB（設計・施工一括発注方式）の採用が有効と判断**

3. 市が求める参加要件(案)

■ DB発注した場合の参加形態

- 設計・工事監理企業と建設企業で構成された「**乙型JV**」を想定



※応募グループは、設計・工事監理企業、建設企業（土木・建築）、機械企業、電気企業などから構成される乙型JVを想定している。

※応募グループの代表者（代表企業）は、建設企業を想定している。

※グループ内の企業は、一企業又は複数企業を想定している。

3. 市が求める参加要件(案)

■DB発注した場合の参加形態

- 設計・工事監理企業と建設企業の業務範囲

設計 工事監理	・ 調査業務（測量、地質、土壌汚染状況調査等） ・ 詳細設計業務（全工種） ・ 関係機関協議 ・ 工事監理業務 ・ 住民説明補助 ・ 本事業に伴う各種申請等の業務 ・ 上記以外で必要な業務
施工	・ 浜田水再生センター建設工事 ・ 近隣対応、周辺環境調査対策 ・ 関係機関協議 ・ 住民説明補助 ・ 本事業に伴う各種申請等の業務 ・ 上記以外で必要な業務

3. 市が求める参加要件(案)

■参加者の要件（案）

参加資格要件の詳細は、実施方針(案)にて公表するが、主な参加資格要件は下記のとおり想定している。

【設計・工事監理企業と建設企業に共通な主な要件】

- ◆浜田市建設工事等競争入札参加資格者指定停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- ◆浜田市・消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ◆地方自治体法施工例第167条の4の規定に該当しないこと。

【設計・工事監理企業の主な要件】

- ◆市内業者及び県内業者で、令和4～6年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木関係建設コンサルタント下水道部門」に登録されていること。
- ◆過去15年間に於いて、国、地方公共団体等が発注した下水道終末処理場（OD法、POD法以外）に係る実施設計業務の実績を有していること。

3. 市が求める参加要件(案)

■参加者の要件（案）

【建設企業の主な要件（いずれかの企業が満たせばよい）】

- ◆市内業者で、令和4～6年度浜田市建設工事等競争入札参加者有資格者名簿の「土木一式工事」又は「建築一式工事」に登録されていること。
- ◆過去15年間に於いて、国、地方公共団体等が発注した下水道法上の処理場に係る機械設備工事の実績を有していること。

※前述の参加形態(案)及び要件(案)は、現時点における想定であり、今後詳細を検討する予定である

※建設企業の格付け・経営事項評価点数等は、今後検討する予定である